

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和三年九月十三日付けをもって、秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和三年九月十三日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海

域

(1) 北緯四〇度一七分五〇秒東経一四〇度一分二二秒の地点

(2) 北緯四〇度一七分五二秒東経一四〇度〇分三二秒の地点

(7)(6)(5)(4)(3)

北緯四〇度一八分二八秒東經一三九度五九分七秒の地点
北緯四〇度一八分五九秒東經一三九度五八分三九秒の地点
北緯四〇度一五分五一秒東經一三九度五八分八秒の地点
北緯四〇度一二分一二秒東經一三九度五六分五三秒の地点
北緯四〇度一一分四四秒東經一三九度五九分五五秒の地点

平面図

